

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規
程のあらまし

- 1 平成25年度から実施する構成団体からの個別業務（設計・工事）の受託事業について整理する建設受託工事仮勘定は、完成後構成団体に引き渡すものであり、本規程の適用はありませんので、固定資産の定義から建設受託工事仮勘定を除外します。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行します。